

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年12月13日受付分)

特定非営利活動法人
スマイルブランケット

縦覧期間

令和6年12月13日(金)から
令和6年12月27日(金)まで

特定非営利活動法人スマイルブランケット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スマイルブランケットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市森本7丁目56番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者や子どもなど社会的に弱い立場に置かれている人々の権利を擁護し、安心安全に社会生活を送る上で必要な支援や環境、情報を提供することを目的とするための事業を展開する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害児通所支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援A型事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型事業
- (6) 啓発イベント事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」、正会員たる法人を「法人正会員」といい、これらを統合して「正会員」という）
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) 特別会員 本会の趣旨に賛同し、かつ理事長が必要と認める行政機関及び学識経験者等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役

員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の3以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の3以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使す

ることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	今井 敏雄
副理事長	上田 美悠
理 事	新木 奈緒子
監 事	佐野 正幸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	0円	年会費	30,000円
法人正会員	入会金	0円	年会費	30,000円
団体正会員	入会金	0円	年会費	30,000円
賛助会員	入会金	0円	年会費	1口 50,000円
特別会員	入会金及び年会費を必要としない。			

役員名簿

特定非営利活動法人 スマイルブランケット

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	イマイ トシオ		無
	今井 敏雄		
理事 (副理事)	ウエダ ミユウ		無
	上田 美悠		
理事	シンキ ナオコ		無
	新木 奈緒子		
監事	サノ マサユキ		無
	佐野 正幸		

設立趣旨書

1 趣旨

現在の日本社会において、障害を持つ方や、そのご家族が抱える問題は複雑で多岐にわたっています。社会的孤立や経済的困難、また地域社会での支援の不足など、こうした課題に対応し、解決策を模索する必要がありますが高まっています。特に、少子高齢化や経済情勢の不安定さが進行するなかで、障害者やそのご家族が暮らしやすい社会、共に支え合うことのできる社会づくりが求められています。誰もが孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる環境を提供することが社会全体にとっての急務です。

そこで、私たちスマイルブランケットは、障害を持つ方、ひとり親家庭、社会的に孤立している人々に対して、支援と安心を提供するための活動を行ってまいりました。特に、障害者が地域社会の中で孤立することなく、自立を目指して生活し、自己実現ができるような支援活動に注力しています。また、障害者支援にとどまらず、孤立している方や子育て世帯など、様々な立場の人々が支え合い、交流し、共に暮らせる場づくりを通じて、地域社会全体の連帯と共生の実現を目指しています。

スマイルブランケットは、これまでも地域社会において障害者支援をはじめ、親子イベントや講演会の開催など、多くの活動を行い、その成果を着実に積み上げてきました。これらの活動を通じて、地域社会の福祉意識の向上と支援の輪を広げることに成功しており、また、地域住民や他団体との交流を深め、協力体制を構築することができました。しかし、私たちはこの成果に甘んじることなく、今後もさらに地域福祉の向上に貢献していくために、より一層の活動拡大を目指し、支援が届きにくい方々にも手を差し伸べため、活動の範囲と内容をさらに広げていきたいと考えています。

設立の必要性

法人化に向けた申請を行う理由は、現在の任意団体としての活動では、資金調達のみならず、また支援先の確保や活動基盤の拡大が難しい状況に直面しているためです。スマイルブランケットの活動をさらに発展させ、地域社会に根ざしたものとし、持続的に支援を届けていくためには、社会的に認知された法人としての地位が必要であると考えました。特定非営利活動法人として認可されることで、活動の信頼性が向上し、地域社会との連携を強化するだけでなく、行政や企業からの支援を受けやすくなります。こうした体制の確立により、資金の安定確保が可能になり、より多くの方々に安心して参画していただける基盤が築かれることでしょう。

私たちスマイルブランケットの活動は営利目的ではなく、多くの市民に参画していただくことが不可欠なことから、法人格を取得することで、障害者支援や地域交流、就労支援の分野において他団体や地方自治体、福祉施設との連携が一層深まり、より多様な支援活動を展開することができ、そのことが最適であると考えました。また、法人として公的な組織になることで、地域住民の皆様からの信頼も高まり、支援の対象となる方々に対しても安定した支援を行い続けることが可能です。この法人化によって、スマイルブ

ランケットの活動が営利を目的とせず、多くの市民が参加しやすい環境を作り出し、幅広い人々の参画を促進できると確信しています。

法人化による展望

法人化により、スマイルブランケットは、これまで行ってきた障害者支援活動や地域交流の場づくりといった活動を体系化し、より持続可能な形で推進することができます。さらに、法人化により組織運営が安定することで、新たな取り組みや事業展開も可能になります。例えば、障害者の自立支援や就労サポートの強化、また障害理解を深めるための啓発活動を地域全体に広げ、より多くの地域住民と共に支え合える仕組みを構築することができるでしょう。

また、法人化を機に、これまで以上に他の支援団体や企業、行政との連携を強化し、地域全体での支援ネットワークを構築することが目指されます。このような体制が整うことで、私たちスマイルブランケットは地域社会の一員としての役割を果たし、地域福祉に広く貢献することが期待されます。将来的には、地域全体が共生社会を実現し、障害を持つ方々がより充実した生活を送れる社会づくりに向けて、持続的な活動を展開してまいります。

2 申請に至るまでの経過

2023年1月:

団体「スマイルブランケット」を任意団体として発足し、地域社会の中で障害者支援活動や、ひとり親家庭、孤立者支援を目的としたイベントや講演会を開催。障害者支援の必要性と重要性を地域に発信し、支援の輪を広げることを目指す。

2023年6月:

地域住民や支援者の協力のもと、障害を持つ方々のための就労支援プログラムを開始。障害者の社会参加と自立支援を促進することを目指し、地域の協力を得ながら活動を進める。

2023年10月:

福祉施設や地域団体との協力関係が深まり、共同で地域イベントや障害理解促進のための講演会を実施。支援活動が広がる中で、持続的な活動の必要性が高まる。

2024年3月:

会員や支援者間で活動の法人化について検討。これまでの活動の基盤を強化し、支援体制の持続性を高めるため、法人化に向けた準備を開始。

2024年6月:

活動内容や法人化の意義について地域の福祉関係者や支援者と意見交換を行い、地域全体で支援のネットワークを構築するために、法人化が必要であるとの認識が強まる。

2024年9月:

会員間で法人化の意思を再確認し、設立総会を開催。団体の目的や活動方針を改めて確認し、特定非営利活動法人(NPO法人)としての申請を正式に決定。

2024年10月:

法人申請に向けて準備を整え、必要書類を作成し、申請手続きを進める。

令和6年 11月 8日

特定非営利活動法人 スマイルプランケット

設立代表者

氏名 今井 敏雄

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人 スマイルブランケット

1. 基本方針

スマイルブランケットでは、障害者や社会的に弱い立場にある人々の自立支援と社会参加を促進することを基本方針とし、彼らが安心して生活できるコミュニティを提供することを目指します。特に、就労支援や地域連携を通じた社会福祉の向上、また、啓発活動を通じて地域社会の理解促進にも力を注ぎます。

2. 特定非営利活動に係る事業（令和6年度は次年度に向けての準備期間）

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	相談支援事業所の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	西宮市内	障がいを持ち支援を必要とする200名/回	0
(2)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害児通所支援事業	相談支援事業所の設置と運営	計画中	計画中	計画中	0
(3)児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業	障害児通所支援施設、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の設置と運営	計画中	計画中	計画中	0
(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援A型事業	就労継続支援A型の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	計画中	計画中	0
(5)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型事業	就労継続支援B型の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	西宮市内	障がいを持ち就労意欲のある20名から40名/回	0
(6)啓発イベント事業	計画中	計画中	計画中	計画中	0
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 3月
- ②理事会 年1回
- ③プロジェクト会議 月1回

(2) 事務局体制

事務局長：今井 敏雄、事務局スタッフ：上田 美悠、新木 奈緒子

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 スマイルブランケット

1. 基本方針

スマイルブランケットでは、障害者や社会的に弱い立場にある人々の自立支援と社会参加を促進することを基本方針とし、彼らが安心して生活できるコミュニティを提供することを目指します。特に、就労支援や地域連携を通じた社会福祉の向上、また、啓発活動を通じて地域社会の理解促進にも力を注ぎます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	相談支援事業所の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	西宮市内	障がいを持ちで支援を必要とする200名/回	350
(2)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び障害児通所支援事業	相談支援事業所の設置と運営	計画中	計画中	計画中	0
(3)児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業	障害児通所支援施設、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の設置と運営	計画中	計画中	計画中	0
(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援A型事業	就労継続支援A型の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	計画中	計画中	0
(5)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型事業	就労継続支援B型の設置と運営	土曜日・日曜日を除く週5日	西宮市内	障がいを持ち就労意欲のある20名から40名/回	9700
(6)啓発イベント事業	子どもたちに紙芝居や人形劇を通じて、虐待問題や人権問題を受け入れ安く、楽しみながら学べる環境を提供する。	毎月1回	地域の公民館・学校・放課後低サービス等	地域の子ども100人/回	950
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年1回
- ③プロジェクト会議 月1回

(2) 事務局体制

事務局長：今井 敏雄、事務局スタッフ：上田 美悠、新木 奈緒子

令和6年度活動予算書
 成立の日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	700,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費	0	700,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
障害者総合支援法に基づく 特定相談支援事業	0	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 及び障害児通所支援事業	0	
児童福祉法に基づく児童発達支援事業 及び放課後等デイサービス事業	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく 就労継続支援A型事業	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく 就労継続支援B型事業	0	
啓発イベント事業	0	
その他この法人の目的を達成するために 必要な事業	0	0
5. 外部借入金		
銀行借入金	0	0
経常収益計		700,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	100,000	
消耗品費	50,000	
印刷費	50,000	
通信費	96,000	
保険料	0	
会場費	45,000	
会議費	50,000	
その他経費計	391,000	
事業費計		391,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	50,000	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	200,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	100,000	
租税公課		
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		741,000
当期正味財産増減額		△41,000
設立時正味財産額		150,000
次期繰越正味財産額		109,000

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	700,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費	0	700,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
障害者総合支援法に基づく 特定相談支援事業	350,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 及び障害児通所支援事業	0	
児童福祉法に基づく児童発達支援事業 及び放課後等デイサービス事業	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく 就労継続支援A型事業	0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく 就労継続支援B型事業	9,700,000	
啓発イベント事業	950,000	
その他この法人の目的を達成するために 必要な事業	0	11,000,000
5. 外部借入金		
銀行借入金	25,200,000	25,200,000
経常収益計		36,900,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	11,000,000	
法定福利費	1,500,000	
利用者工賃	2,850,000	
人件費計	15,350,000	
(2) その他経費		
講師謝金	0	
水道光熱費	385,000	
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	385,000	
地代家賃	3,300,000	
賃借料	594,000	
保険料	0	
リース料	946,000	
会場費	0	
会議費	0	
その他経費計	5,610,000	
事業費計		20,960,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
消耗品費	470,000	
印刷費	0	
通信費	220,000	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
支払利息	275,000	
その他経費計	965,000	
管理費計		965,000
経常費用計		21,925,000
当期正味財産増減額		14,975,000
前期正味財産額		109,000
次期繰越正味財産額		15,084,000